

別添様式2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の評価結果

(都道府県名： 滋賀県)

1. 増頭羽数等の効果

事業 実施年度	事業 実施数 ア	評価対象外 事業数 イ	評価対象 事業数 ア－イ	目標の 平均達成率	評価対象事業 のうち、都道 府県が事業実 施主体へ改善 指導を必要と した事業数	地方農政局等 から都道府県 計画の改善指 導の必要の有 無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
				令和4年度は該当なし。				

2. 収益性の向上効果

事業 実施年度	事業 実施数 ア	評価対象外 事業数 イ	評価対象 事業数 ア－イ	目標の 平均達成率	評価対象事業 のうち、都道 府県が事業実 施主体へ改善 指導を必要と した事業数	地方農政局等 から都道府県 計画の改善指 導の必要の有 無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
平成29・30年 度	2	1	1	78%	1	有	・飼料用米の利用により低コスト化は図られているが、飼養成績の低下を招いた原因究明と適正な利用方法の検討が必要である。県内の他の牧場では肥育牛に20%以上の配合割合で、飼料費の削減を図りながら好成績を上げておられる事例もある。 取組主体や協議会事務局だけでなく、県関係機関やJA等とも連携し、目標達成に向けた取組が必要である。	成果目標の県平均達成率は90%未満であり、目標を達成していない。 目標を達成していない取組主体に対しては、目標が達成されるまでの間、県の継続的な指導が必要であり、改善措置の提出を求める。

注1：事業実施数は、事業を実施した取組主体数を計上すること。

2：評価対象事業数は、報告年度において、増頭羽数等の効果又は収益性の向上効果の評価対象となる事業数(取組主体数)を計上すること。

3：2. 収益性の向上効果は、目標年度の翌年度に評価報告があったときのみ記載する。

4：目標の平均達成率は、都道府県において実施した各事業(取組主体)で掲げている成果目標又は事業実施後の効果の達成率の平均値とする。

5：平成28年度補正予算以降の事業については、1. 増頭羽数等の効果を削除し、2. 収益性の向上効果を1. 収益性の向上効果とする。

別添様式2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の評価結果

(都道府県名：京都府)

1. 増頭羽数等の効果

事業 実施年度	事業 実施数 ア	評価対象外 事業数 イ	評価対象 事業数 ア－イ	目標の 平均達成率	評価対象事業 のうち、都道 府県が事業実 施主体へ改善 指導を必要と した事業数	地方農政局等 から都道府県 計画の改善指 導の必要の有 無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
				令和4年度は該当なし。				

2. 収益性の向上効果

事業 実施年度	事業 実施数 ア	評価対象外 事業数 イ	評価対象 事業数 ア－イ	目標の 平均達成率	評価対象事業 のうち、都道 府県が事業実 施主体へ改善 指導を必要と した事業数	地方農政局等 から都道府県 計画の改善指 導の必要の有 無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
平成28年度	4	3	1		0			

平成29年度	4	3	1	79%	1	有	成果目標を達成し事業効果が得られている取組主体がある一方、未達成の取組主体もある。大きく未達の取組主体(肉用牛繁殖肥育1戸)については、今後達成するため、関係機関等による改善指導・支援を継続して行う。	成果目標の府平均達成率は90%未満であり、目標を達成していない。目標を達成していない取組主体に対しては、目標が達成されるまでの間、府の継続的な指導が必要であり、改善措置の提出を求める。
平成30年度	2	1	1		1			

注1:事業実施数は、事業を実施した取組主体数を計上すること。

2:評価対象事業数は、報告年度において、増頭羽数等の効果又は収益性の向上効果の評価対象となる事業数(取組主体数)を計上すること。

3:2. 収益性の向上効果は、目標年度の翌年度に評価報告があったときのみ記載する。

4:目標の平均達成率は、都道府県において実施した各事業(取組主体)で掲げている成果目標又は事業実施後の効果の達成率の平均値とする。

5:平成28年度補正予算以降の事業については、1. 増頭羽数等の効果を削除し、2. 収益性の向上効果を1. 収益性の向上効果とする。

別添様式2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の評価結果

(都道府県名：兵庫県)

1. 増頭羽数等の効果

事業 実施年度	事業 実施数 ア	評価対象外 事業数 イ	評価対象 事業数 ア－イ	目標の 平均達成率	評価対象事業 のうち、都道 府県が事業実 施主体へ改善 指導を必要と した事業数	地方農政局等 から都道府県 計画の改善指 導の必要の有 無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
				令和4年度は該当なし。				

2. 収益性の向上効果

事業 実施年度	事業 実施数 ア	評価対象外 事業数 イ	評価対象 事業数 ア－イ	目標の 平均達成率	評価対象事業 のうち、都道 府県が事業実 施主体へ改善 指導を必要と した事業数	地方農政局等 から都道府県 計画の改善指 導の必要の有 無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
平成27年度	4	0	4	296%	2	無	収益力向上効果については多くの事業で家畜の販売額及び生産者の所得向上の項目で概ね目標通り～目標を上回る結果となった。 一方で、堆肥散布については、当初目標としていた数値に比べ伸び悩みをみせている。耕種農家向けの販路拡大対策などを実施し、安定した堆肥流通に向けた改善が必要である。	成果目標の県平均達成率は90%以上であり、目標を達成した。 しかし、目標を達成していない取組主体に対しては、目標が達成されるまでの間、県の継続的な指導が必要。
平成28年度	10	7	3		2			

注1:事業実施数は、事業を実施した取組主体数を計上すること。

2:評価対象事業数は、報告年度において、増頭羽数等の効果又は収益性の向上効果の評価対象となる事業数(取組主体数)を計上すること。

3:2. 収益性の向上効果は、目標年度の翌年度に評価報告があったときのみ記載する。

4:目標の平均達成率は、都道府県において実施した各事業(取組主体)で掲げている成果目標又は事業実施後の効果の達成率の平均値とする。

5:平成28年度補正予算以降の事業については、1. 増頭羽数等の効果を削除し、2. 収益性の向上効果を1. 収益性の向上効果とする。

別添様式2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の評価結果

(都道府県名： 奈良県)

1. 増頭羽数等の効果

事業 実施年度	事業 実施数 ア	評価対象外 事業数 イ	評価対象 事業数 ア－イ	目標の 平均達成率	評価対象事業 のうち、都道 府県が事業実 施主体へ改善 指導を必要と した事業数	地方農政局等 から都道府県 計画の改善指 導の必要の有 無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
				令和4年度は該当なし。				

2. 収益性の向上効果

事業 実施年度	事業 実施数 ア	評価対象外 事業数 イ	評価対象 事業数 ア－イ	目標の 平均達成率	評価対象事業 のうち、都道 府県が事業実 施主体へ改善 指導を必要と した事業数	地方農政局等 から都道府県 計画の改善指 導の必要の有 無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
令和元年	3	2	1	182%	0	無	目標を大幅に上回る実績であつた。	成果目標の県平均達成率は90%以上であり、目標を達成した。

注1：事業実施数は、事業を実施した取組主体数を計上すること。

2：評価対象事業数は、報告年度において、増頭羽数等の効果又は収益性の向上効果の評価対象となる事業数（取組主体数）を計上すること。

3：2. 収益性の向上効果は、目標年度の翌年度に評価報告があつたときのみ記載する。

4：目標の平均達成率は、都道府県において実施した各事業（取組主体）で掲げている成果目標又は事業実施後の効果の達成率の平均値とする。

5：平成28年度補正予算以降の事業については、1. 増頭羽数等の効果を削除し、2. 収益性の向上効果を1. 収益性の向上効果とする。